

○色麻町定住促進宅地分譲に係る建築細則

(平成 28 年 4 月 1 日告示第 9 号)

(目的)

第 1 条 この細則は、色麻町定住促進宅地分譲にあたり住宅地としての環境を維持増進することを目的とする。

(建築物の位置)

第 2 条 建築物は、建物壁面の敷地からの後退距離については、隣地境界から 1.5m 以上とする。また、道路境界からは、2m 以上とする。ただし、車庫、物置その他これに類するもので、軒高 2.3m 以下のものは民法(明治 29 年法律第 89 号)の規定による。

(建築物の要件)

第 3 条 色麻町定住促進宅地分譲要綱第 12 条で定める建築物の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 床面積 60 平方メートル以上の専用住宅であること。
- (2) 仮設用ユニットハウスなど簡易な仕様・構造の住宅でないこと。

(電柱等設置の承諾)

第 4 条 買受人又は譲渡目的取得人は、配線等の都合で電線等が宅地上を通過及び電柱等が宅地内に設置される場合の土地使用を承諾するものとする。

2 既に設置されている電柱、支線、街路灯、その他の施設は原則的にその位置は変更しないものとする。

(町内建築業者の活用)

第 5 条 買受人は、建築物等を建築する場合は、色麻町内の建築業者の活用に努めるものとする。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。